

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 2 号

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施規則（令和 5 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（学校給食費の徴収の特例）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

8 令和 7 年 3 月分に係る学校給食費については、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、学校給食費負担者が保護者である場合に限り、徴収しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。